

JWSF

Japan Wheelchair
Seating Foundation

日本車椅子シーティング財団

財団通信

2026年
春号



No.21
4月27日発行

CONTENTS

1. ご挨拶
2. 評議員・役員一覧
3. 解説
補装具費支給制度
の改定について

ご挨拶



日本車椅子シーティング財団 代表理事 光野有次

私は設立発起人であり当初から監事として携わってまいりましたが、今年から代表理事のバトンを木之瀬隆さんから受け取ることになりました。当財団の役員(評議員・理事・監事・顧問)は、立場は異なりますが、それぞれ「シーティング」に関してのもスペシャリストです。財団役員一丸となって「シーティング」を課題にして誰もが快適に暮らせる社会をめざします。

当財団はシーティングの普及とレベルアップをめざして2016年2月に設立されました。定款にも掲げているように「超高齢化社会の我が国の未来にはシーティングが不可欠であり、これを普及させることで、障がいのある高齢者と障害児者の二次障害を防止し、残存機能の最大限の発揮を可能にし、自立の支援を目指すこと」を目的としています。

「シーティング」とは、自分で座りなおすことができない方に対し、目的に合った適切な座位を提供することです。疾病や加齢などで「座り」に支障をきたすことが心身へさまざまな悪影響を及ぼし、二次障害を引き起こすことはよく知られています。快適に座ることができれば、呼吸機能だけでなく消化器官も正常に働きます。テレビを見ることやコ

ミュニケーションもスムーズになり、誤飲・誤嚥を防ぎ、ベッドでつくられた褥瘡も治癒でき、健康寿命を延ばすことができます。もちろん医療費の削減にもつながりますが、なによりもご本人のQOLを一気に高めることができます。

「寝たきりゼロ作戦(1989年)」によってベッドで寝かせきりの方は激減しましたが、病院や施設では立って歩けなくなった方の多くは車椅子に座らせられています。車椅子は歩けない人を安全に移動させるための用具として開発されましたが、わが国では食事の場面でもそれがそのまま使われています。また、病院ではベッドの背を起こして食事させることも多く見かけられます。食事には不適切な姿勢です。不良な座位は誤嚥を引き起こし肺炎の原因になります。それを予防するためにも適切な座位姿勢を保つための用具が必要です。

生活の場(家庭)で椅子が使われだすのは、テレビ普及(1964年の東京オリンピック)の後と言われています。わが国では、それまでは直接床に腰を下ろす生活でした。椅子に座って食事したりくつろいだりする生活はわずか60年ほどの歴史しか持っていません。(次頁へ続く)



椅子は座った時に身体を支える機能を持っています。「背もたれ」や「肘掛け」と呼ばれていますが、英語圏では「バックレスト」・「アームレスト」と呼ばれ、その機能も明確です。すなわち「背休め」・「腕休め」の装置だということです。ちなみに椅子の「椅」が常用漢字表に入ったのが2010年です。今では椅子は身近な用具ですが、私たちは椅子の適切な使い方をもっと学ばなければなりません。

最近「シーティング」の大切さが制度にも反映されるようになってきています。当財

団の提案が関係者の協力を得て、2017年には「シーティング」が疾患別リハビリテーション料として算定ができるようになり、2021年には訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設訪問リハビリなどで「シーティング」が介護報酬として算定ができるようになりました。

私たちはこれからも自力での座位が困難になった方に車椅子だけでなく生活場面に応じた適切な椅子を、年齢に関係なく誰もが利用できるような社会をめざしていきます。

評議員・役員 一覧

■評議員

評議員長	高木 憲司	和洋女子大学 准教授 理学療法士 社会福祉士
評議員	岡島 正和	(株)ランダルコーポレーション 代表取締役社長
評議員	田中 理	一般社団法人クオルトン研究所 代表
評議員	繁成 剛	しげなりデザイン研究所 代表 工業デザイナー
評議員	稲川 利光	カマチグループ リハビリテーション科専門医・指導医 博士(医学)

■役員

代表理事	光野 有次	公益財団法人共用品推進機構 理事 シーティングエンジニア
副代表理事	加島 守	高齢者生活福祉研究所 所長 理学療法士
理事 (事務局)	川畑 善智	PS-PRODUCTS (株) 代表取締役会長 シーティングエンジニア
理事 (事務局)	永松 英範	(有)でく工房 顧問 福祉用具専門相談員
理事	木之瀬 隆	(株)シーティング研究所 代表取締役 作業療法士 シーティングコンサルタント
理事	寺光 鉄雄	一般社団法人全国福祉用具人材育成協会 代表理事
理事	野村 寿子	(株)ピーエーエス 代表取締役 作業療法士
理事	中村 詩子	横浜市総合リハビリテーションセンター リハビリ工学技師
理事	坂本 修二	(有)ジャパンリハビリテーションエンジニアリング 代表取締役
監事	依田 学	(株)仁斎 代表取締役 福祉用具プランナー
顧問	東島 弘子	国際医療福祉大学大学院 特任教授

補装具費支給制度の改定について

PS-PRODUCTS(株) 代表取締役会長 川畑善智

昨年度実施された補装具費支給制度の改正において、大きな変更点がいくつかありました。その一つが18歳未満の児童に関して制度利用にあたり世帯の所得制限が撤廃されたことです。また「完成用部品」については大幅な見直しがされ、座位保持装置だけで483件の完成用部品が削除されました。

補装具費支給制度は身体障害者(児)が日常生活や就労・就学において、欠損または損傷した身体機能を補完・代替する用具(補装具)の購入・修理にかかる費用の一部を支給する制度で、広く障害者(児)の日常生活を支えている重要な制度です。車椅子や義肢・装具など難病や障害を抱えて生活する人々の日常生活を支える欠かせない制度と言っても過言ではありません。2025年度の制度改正までは、一定の所得水準以上(住民税所得割額46万円以上)の世帯は支給対象外となり、制度が利用できないという制約がありましたが、今回の改正で、障害者手帳を持つ18歳未満の児童、および児童相談所等で判定を受けた18歳未満の児童は、保護者(世帯)の所得状況にかかわらず、全ての障害児が補装具費の支給対象となりました。これは特に都市部など夫婦共稼ぎで障害を持つ子供を育てるご家族などから制度が受けられないことに関する問題提起がされていたことでもあり、多くの税金を納めているにもかかわらずその恩恵は受けられないという状況は改善されましたので制度改正として一歩前進と言えると思います。

次に完成用部品の見直しについてですが、こちらは問題があると指摘せざるを得ません。完成用部品とは補装具費支給制度にお

いて義肢・装具・座位保持装置をオーダーメイドで製作する際に使用される、厚生労働省が指定した規格部品です。安全性や耐久性の審査・評価を経てリスト化されたパーツであり、これらを用いて個々の体型に合わせ、最終的に補装具を完成させます。昨年度の改正で完成用部品のうち座位保持装置関連だけでも部品点数833件が483件も削除され350件になってしまいました。特に座位保持装置では一例として体を体側部からサポートする体幹パットや頭部を支えるヘッドサポートなどの身体保持部品をバックサポートに固定する継手部品と言われる部品群などが大幅に削除されました。これらの継手部品はさまざまなメーカーが多額の開発費を投資し、人間工学に基づき安全性や使い勝手を考慮して作り上げてきた工業製品としてハイレベルのものが多く、特に小児分野においては国内国外問わず多くの障害児に使用されてきました。その製品群483件が昨年度、制度から一斉に削除されたのです。多くのユーザーや供給事業者、当然ながら輸入している事業者からも反発の声が上がり一時はユーザーの悲痛な声も聞かれました。もちろんリストから削除されたからといって、完全に使用ができなくなるわけではなく、生活上この製品でなければならないといった場合は一部特例や特例補装具として申請する方法は残されています。しかしながら特例補装具は通常の評定会議とは別で開催される場合が多く、開催頻度も少ないという実態があります。支給決定までに時間がかかることはユーザーとしてはデメリットとなります。

(次頁へ続く)

事務連絡
令和7年10月24日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉・児童福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
子ども家庭庁支援局障害児支援課

障害者総合支援法における補装具費支給制度の支給事務について

平素より、障害福祉行政に御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
障害者総合支援法における補装具費支給制度について、令和7年度における完成用部品の指定においては、補装具評価検討会における議論を踏まえ明確化した完成用部品の定義や、指定に当たっての留意事項に沿った審査を行った結果、過去に完成用部品として指定されていたが、現在は指定されていない部品（以下「旧完成用部品」という。）が存在します。

一方で、旧完成用部品を使用した補装具を一律に支給対象外として取り扱うことは適切ではなく、例えば、使用者本人の障害の現症や生活環境等を勘案した上で、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）」別表に定める製作要素や現在指定されている完成用部品では代用できない等、旧完成用部品の使用が真に必要な場合には、特例補装具又は一部特例（以下「特例補装具等」という。）として支給することも可能としております。

特例補装具等の運用については、問題ないとの声がある一方で、旧完成用部品を使用する補装具の購入に係る申請や旧完成用部品の修理に係る申請を市区町村が拒むという事例や、本来であれば市区町村が判定業務の過程で確認すべき事実について、申請者に対して書面により証明することを求めている事例の報告もあり、そのような取扱いは支給事務手続きの開始を遅らせる要因となっていることから改善を図ることが必要です。

そのため、実施主体である市区町村においては、申請者が旧完成用部品の使用を希望する場合には、申請者の意向を十分に確認するとともに申請の受付を請者に対して提出を求める医師の意見書や診断書等の添付書類についても、公簿や身体障害者手帳等により証明すべき事項を確認することができる場合には、添付書類の提出を省略することが可能とされている仕組みを活用する等、厚生労働省令（※）に定める以上の書類提出を求めないといった迅速かつ適切な支給事務を行うことが必要です。

各都道府県におかれましては、このようにして迅速かつ適切な支給事務が徹底されるよう、本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、管内の市区町村及び身体障害者更生相談所に御周知いただきますようお願いいたします。

昨年度の完成用部品の削除について、令和7年10月24日事務連絡（図1）の中で厚生労働省は以下のように述べています。それまでの「補装具評価検討会における議論を踏まえ明確化した完成用部品の定義や、指定にあたっての留意事項に沿った審査が行われ」指定されない部品が多く存在することとなりましたが、同時に厚生労働省は9月1日と10月24日の事務連絡において、「申請者が旧完成用部品の使用を希望する場合は、～申請の受付を拒まず速やかに判定事務を開始すること～」との文章も同時に事務連絡の中で発出いたしました。一部の自治体で旧完成用部品の申請を拒む、判定に時間がかかる等の事案があったと指摘しています。

通達によって事象の改善は進んでいると思われませんが、根本的な解決に必要なことは、基準を満たした部品・製品については完成用部品として指定し、補装具本来の目的である個々の障害の身体特性に合致した製品の提供ができるように制度を整えていくことなのではないでしょうか。2026年度の制度改正も前年の改正をほぼ踏襲する内容でありました。今後の大きな課題であると考えています。

図1 令和7年10月24日事務連絡

団体賛助会員(2025年度)

株式会社今仙技術研究所／医療法人社団永生会／サンライズメディカルジャパン株式会社／株式会社シーズ／株式会社ジェー・シー・アイ／株式会社ピーエーエス／PS-PRODUCTS株式会社／株式会社フロンティア／日建リース工業株式会社／株式会社ミキ／ラックヘルスケア株式会社／株式会社ランダルコーポレーション

【編集後記】

2月28日アメリカとイスラエルによるイラン攻撃に端を発した中東での戦争は、我が国の原油輸入の生命線であるホルムズ海峡の封鎖に発展し、中東からの原油輸入がストップする事態に発展しています。今後、石油由来製品の品不足から、車椅子やシーティング関連資材の大幅な価格上昇が見込まれています。どうか戦争が早期に集結することを祈りながら財団の新たな出発のご報告となりました。財団新執行部への皆様の更なるご支援をお願い申し上げます。